新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄公庫の資金繰り支援について ~ 相談件数は高水準で推移、補正予算により事業規模 5,400 億円を確保 ~

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

沖縄振興開発金融公庫(理事長:川上 好久)は、令和2年1月27日に特別相談窓口を開設し、同感染症の発生により影響を受けた事業者に対して、当初3年間は実質無利子となる「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援に努めております。

特別相談窓口の相談件数は、国内外の感染拡大に伴い 3 月下旬から急増、その後も政府の緊急事態宣言の全国拡大(4 月 16 日)、沖縄県独自の緊急事態宣言発出(4 月 20 日)など、感染拡大が経済活動に与える影響は一層深刻なものとなっていることから、相談件数は高水準で推移しています。

これは、過去のセーフティネット融資の規模(米国同時多発テロ 358 件、リーマンショック 347 件、東日本大震災 423 件)をはるかに超える水準であり、当公庫では、新型コロナ関連の資金繰り支援に動員可能な職員を最大限(通常体制の 2.7 倍)投入し、申込手続きや業務プロセスの簡素化を図るとともに、休日営業や決裁ラインの複線化により相談・処理体制を拡大して、迅速処理に取り組んでおります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び当公庫の資金供給機能を維持する観点から、事業者の皆さまが来店をしなくても融資手続きが可能となるように、インターネット・電話・郵便等による各種手続きを推進しております。

このような取り組みにより、4月28日時点の新型コロナウイルス関連融資の申込受付(累計) は4,288件、そのうち融資決定(累計)は2,510件(58%)となっています。

昨日成立しました令和 2 年度補正予算では、更に強力な資金繰り対策が各種講じられ、当公庫については、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度の拡充(別紙)と、事業規模 3,809 億円の追加(財源等:財政融資 2,436 億円、一般会計出資金 268 億円)が措置されております。補正追加により、令和 2 年度の事業規模は当公庫過去最大の 5,400 億円となり、中小・小規模事業者や生活衛生関係営業者、農林漁業者、医療事業者及び中堅企業等、沖縄における幅広い業種や規模の事業者の皆さまに、今後もご安心いただける事業規模を確保しております。

当公庫としましては、引き続き、行政、商工会議所・商工会等団体、民間金融機関等との更な る連携強化を図り、総合公庫として沖縄の様々な事業者の事業継続を強力に支援してまいりま す。

公庫HPアドレス http://www.okinawakouko.go.jp/

【記事に関するお問い合わせ先】業務統括部 業務企画課 TEL:098-941-1740



1. 中堅企業等向け関連

5月1日付で、新型コロナウイルス感染症の影響による中堅企業の支援を目的に、「沖縄自立型経済発展貸付制度」の資金使途に設備資金(融資期間を20年以内、うち据置期間を5年以内)を追加し、非設備事業資金の融資期間を7年以内から15年以内、据置期間を2年以内から5年以内の拡充を行います。

【沖縄自立型経済発展貸付制度(拡充)】

	産業開発資金
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な業況悪化により 資金繰りに著しい支障を来している方又は来すおそれのある方
資金使途	事業の円滑な遂行に必要な <u>設備資金</u> 、非設備事業資金 (注 1)
融資限度額	所要資金の7割以内
融資期間	設備資金: 20 年以内(うち据置期間 5 年以内) 非設備資金: 15 年以内(うち据置期間 5 年以内)

(注1) 人員の確保、役務の受入れ、物品の購入等

2. 中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者向け関連

5月8日付で、新型コロナウイルス感染症の影響による中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者の支援を目的に、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症向け小規模事業者経営改善資金等(マル経、沖経及び衛経)」の借換について拡充を行います。

当該拡充により、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の方の負担を軽減するため、これまで低減利率(基準利率-0.9%、経営改善利率(沖経は経営基盤強化利率)-0.9%)の対象外であった当公庫の既存融資の借換部分にも当初3年間の低減利率(注2)が適用できるようになります。

(注2) 利率低減の限度額:中小企業資金1億円、生業・生活衛生資金:3,000万円

